別紙１

令和８年度　中越教育事務所学校訪問

	授業改善支援訪問	要請訪問	重点教科訪問
趣旨	県の「学校教育の重点」や学習指導要領の趣旨の具現に向けた、学校や中学校区の授業改善・授業づくりの取組を支援する。 ＊　特に「授業づくりリーフレット 2026」の内容、及び学力調査分析を基にした授業改善・授業づくりへの支援を推進する。	学校等の課題やニーズに応じて必要な支援をする。 ＊　学習指導では、特に「授業づくりリーフレット 2026」の内容及び学力調査分析を基にした授業改善・授業づくりに関するニーズへの支援を推進する。 ＊　生徒指導では、いじめ・不登校等への対応や未然防止、生徒指導提要や特別支援教育等に係る研修会の支援を推進する。	各市町村の中学校・義務教育学校後期課程（以下、中学校等）の同一教科の教員が数校ずつのグループごとに協働性を発揮して授業改善・授業づくりを進める機会を継続的に設定することによって、互いの教科指導力の向上を図る体制をつくる。
対象	下記の内、希望するところ ア　市町村立小・中・義務教育学校、特別支援学校 イ　中学校区 ＊　実施の回数についても各学校・各中学校区の希望による。	下記の内、希望するところ Ａ　市町村立小・中・義務教育学校、特別支援学校 Ｂ　市町村教育委員会 Ｃ　Ａ以外の学校、各種教育関係団体 ア　校長会・教頭会　　イ　附属小・中学校 ウ　市町村等の教育研究団体 エ　新潟県小・中学校教育研究会の指定研究・指定事業関係　等	希望する市町村立教育委員会管内の ア　すべてのグループ内の中学校等 イ　一部のグループの中学校等 **＊　グループ内の中学校より１名ずつ授業改善委員の教諭を選任する。その委員が協働して指導案を検討し、互いに授業公開を行う中で指導力の向上を図る。**
研修の内容	公開授業を通した「主体的・対話的で深い学び」の実現や「資質・能力」の育成を目指した授業づくり	要請者の課題やニーズに応じた内容 **＊　授業改善支援訪問の前段階で、単元の指導構想や指導案検討の支援を行う「セット訪問」も可とする。**	グループの目標実現を目指した授業づくり
研修の方法	①　公開授業 **＊　指導案は細案形式を原則とする。** ②　協議会（学校全体や学年・教科部会等、形式は不問） **＊　要請訪問と組み合わせた「セット訪問」による継続的な支援も可能とする。** **例：事前の要請訪問で、単元構想や指導案作成等の支援を行い、授業改善支援訪問で公開授業・協議会を行う　など**	ア　市町村立学校単独（対象Ａ）の要請 ○　授業を公開しなくてよい。 ○　校内研修への助言、教科等の講義、演習、模擬授業等、要請者のニーズに応じる。 イ　生徒指導に係る研修会実施の要請（対象Ａ，Ｂ，Ｃ） ○　研修会の内容は要請者のニーズに応じる。 ウ　対象Ｃからの要請 ○　公開授業等での助言を含め、可能な範囲で要請者のニーズに応じる。	①　公開授業 ②　協議会 ③　次回の公開単元・公開授業の学習指導案の検討や、授業づくりにかかわる情報交換 ＊　重点教科訪問の趣旨が損なわれないように、③の時間を１時間は確保する。
選択できる教科等	国語、社会、算数・数学、理科、外国語活動・外国語、生活、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間、自立活動 **★　小・中学校から依頼があった授業改善支援訪問の例** ・研究主題を具現する校内研修の支援 ・小中連携事業における公開授業の支援 ・６年次研修、中堅教諭等資質向上研修の公開授業の支援 ・毎年実施している新採用３年目の先生の校内研修の支援	国語、社会、算数・数学、理科、外国語活動・外国語、生活、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間、特別支援教育、人権教育、同和教育、校内研究推進、全国学力・学習状況調査の有効活用、にいがた学びチャレンジの有効活用、ICT 活用促進、いじめ・不登校対応、教育相談、学級づくり等 ＊　上記以外の教科等は、県立教育センターの「実践力向上研修」等を活用する。	国語、社会、数学、理科、英語 **★　令和７年度に実施した市町村数・グループ数** ７市町村・６グループ
期間	５月～12 月	４月下旬～３月上旬 ＊　指定研究・指定事業に関わる要請についてはこの限りではない。	６月～１月 ＊　期間中におよそ月１回のペースで、グループ内で実施する。
派遣指導主事の旅費負担者	県教育委員会	**要請者が負担する。（不明な点は、お問い合わせください）**	県教育委員会
【手続き等】 令和７年度中の手続き	①　１月下旬に、中越教育事務所が、各学校に希望調査を実施する。 ②　ア　学校で希望する場合 ３月２日（月）１次締切で、「授業改善支援訪問希望調査票（希望する学校用）」（別紙３）を中越教育事務所と市町村教育委員会にメールで送付する。 イ　中学校区で希望する場合 ３月２日（月）締切で、「授業改善支援訪問希望調査票（希望する中学校区事務局校用）」（別紙４）を中越教育事務所と市町村教育委員会にメールで送付する。 ③　②の場合、３月下旬に、中越教育事務所が、訪問を希望する学校に、訪問回数・期日・教科を通知する。	**★　小・中学校から依頼があった要請訪問の例** ・評価についての見識を深めたいので、校内研修で講演してほしい。 ・授業改善支援訪問と組み合わせた「セット訪問」として、事前に単元構想や指導案を見てほしい。 ・セット訪問の指導案検討をする前に、指導案なしの授業を見てほしい。 ・郡市教研や中教研の研究授業に向けて、事前に指導をしてほしい。 ・ICT の有効な活用方法について指導してほしい。 ・生徒指導における校内体制の強化について指導してほしい。 ・いじめや不登校の対応や未然防止について深く学びたい。 ・特別支援教育の「特性に応じた支援の工夫」について教えてほしい。 ・中学校区の研修会で、人権教育、同和教育について講義してほしい。	①　12 月に、中越教育事務所が、各市町村教育委員会に希望調査を実施する。 ②　１月 22 日（木）締切で、市町村教育委員会が、電子申請システムで中越教育事務所に希望を回答する。 ③　３月下旬までに、中越教育事務所が、希望した市町村教育委員会に決まった教科名を伝える。 ＊　希望調査票提出後、「にいがた学びチャレンジ推進事業」等の県の事業の実施が決定した市町村は、重点教科訪問を取り止めることができる。
令和８年度に入ってからの手続き	④　②の場合、４月上旬に、中越教育事務所が、訪問を希望する学校及び中学校区と市町村教育委員会に、訪問指導主事名を通知する。 ⑤　希望する学校については、５月８日（金）を２次締切として受け付ける。その際、学校は市町村教育委員会と中越教育事務所の双方に「授業改善支援訪問希望調査票（希望する学校用）」（別紙３）をメールで送付する。 ⑥　⑤の場合、５月末日までに、中越教育事務所は学校と市町村教育委員会に、訪問回数・期日・教科・訪問指導主事名を通知する。 ⑦　学校は、訪問の１週間前までに、下記のものを含んだ**訪問要項を市町村教育委員会と中越教育事務所にメールで送付する。訪問当日、要項を２部用意する。** （公開する授業の学年や単元等を、事前に指導主事が尋ねる場合があります） ア　公開授業の学習指導案 イ　授業公開校の研修計画等（「学校教育の重点」や学習指導要領の趣旨を踏まえた研修内容・取組内容が分かるもの）	①　４月１日（水）以降、要請者は、次の手続きで要請する。 ア　**学校等は、まず教育事務所の学校訪問担当指導主事に電話で、日時や内容を相談し、「要請訪問希望調査票」（別紙５）をメールで送付する。** （要請したい指導主事が決まっている場合は、その指導主事に直接電話し、相談することも可能） イ　中越教育事務所は、別紙５の内容等について検討し、訪問の可否をメールや電話で学校等に伝える。 ウ　**学校等は、正式な「派遣申請」（別紙６）をメールで送付する。** ＊　旅費を要するので、必ず責任者（校長・会長等）の許可を得て要請すること。 ②　研修内容・方法・形式等の詳細については、学校・園や各種教育関係団体の担当者と訪問指導主事が連絡を取り合って決定する。	④　**４月３日（金）締切**で、各中学校等は、該当教科の授業改善委員を１名選任し、「重点教科訪問授業改善委員に関する調査（回答）」（３月に送付）に記入して、**市町村教育委員会と中越教育事務所の双方にメールで送付する。** ⑤　５月末日までに、授業改善委員による事前の打合せ会を実施し、目標・日程等を決定する。 ⑥　訪問の１週間前までに、各中学校等は、公開授業の学習指導案等を含んだ訪問要項を**市町村教育委員会にメール**で、**中越教育事務所、並びにグループ内の中学校にはPlantに投稿**して提出する。**訪問当日、要項を２部（中越用・市教委用）用意する。**